

歯科点数表の初診料の注1に関する事項

当院は、歯科診療における院内感染防止対策の取組を実施しており、厚生労働大臣の定める施設基準に適合するものとして「歯科点数表の初診料の注1」の届出を行っております。

歯科診療における院内感染防止対策の取組

- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底しております。
- 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する対応する体制を確保しております。
- 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している歯科医師を1名以上配置しております。
- 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修を実施しております。